

Be. Okinawa Free Wi-Fi活用キャッシュレス整備実証事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 キャッシュレス整備実証事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、県が実施する県内事業者へのキャッシュレス決済導入に関する実証事業（以下「実証事業」という）において得られた結果を広く県内事業者に示すことにより、県内のキャッシュレス決済導入を促進し、沖縄観光における観光消費及び観光客満足度の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、実証事業に参加し実証事業に必要な情報を提供する事業（以下「補助事業」という）を行い、別表1の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象期間)

第4条 本補助金の対象となる期間は、実証事業に係る機器導入開始より導入会計年度2月末日までとする。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、別表2の補助対象経費欄に掲げる経費に同表の補助率欄に定める率を乗じて得た額以下とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、実証事業の受託事業者を通して、交付申請書（様式第1号）及び関係書類を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条に定める申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付決定に際し、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の申請を取り下げの場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、事故報告書（様式第4号）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して2週間以内又は、交付決定を受けた会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 知事は、導入（補助）期間が終了し、前条のとおり報告書等の書類の審査をし、実証事業に必要な情報を補助事業者から得られたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知及び交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (3) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付についての期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(補助金の請求)

- 第15条 知事は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書(様式7号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分)

- 第16条 補助事業者は、所得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象者	<p>次の各号のすべてに該当する者</p> <p>(1) 非接触型決済サービス対応の信用照会端末の整備が可能な法人格を有する者であること。</p> <p>(2) 沖縄県内に営業所等（又は法人格営業パートナー）を有し、導入後の機器メンテナンス等の継続した業務が可能であること。</p> <p>(3) 本事業の公共性の高さを十分に踏まえ、補助事業終了後も信用照会端末の維持管理を見込むことが出来る者であること。</p>
機器導入の対象となる施設	<p>次の各号のいずれかに該当する施設</p> <p>(1) 県内に拠点となる店舗等があること。</p> <p>(2) 直接、観光客と現金等のやり取りを行う業種であること。</p>

別表2（第5条関係）

補助対象経費	<p>実証事業への参加に係る次に掲げる経費のうち、知事が必要と認めるもの（税抜き額）</p> <p>(1) 信用照会端末等に要する経費</p> <p>(2) (1)に係るバーコード等読み取り機器に要する経費</p> <p>(3) (1)に係るレシート出力用のロール紙等に要する経費</p> <p>※ (1)、(2)については、毎月のリース料等を原則とする。</p> <p>特記①：導入開始より導入会計年度2月末日までとする。</p> <p>特記②決済事業者が端末リース提供では無く、販売のみである場合は、1台当たりの上限額を限度に交付するものとする。</p>
補助率	2分の1以内
1台当たりの上限額	1台につき3万円（税抜）まで